

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月15日

香川県公安委員会委員長 泉 雅 文

### 香川県公安委員会規則第6号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則等の一部を改正する規則

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第1条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長	法令等	条項号	内容	公安委員会	警察本部長
1~20 略					1~20 略				
21 警察法(昭和29年法律第162号)	第38条第5項~第79条第1項 略				21 警察法(昭和29年法律第162号)	第38条第5項~第79条第1項 略			
	第79条第3項		略			第79条第2項		略	
	第80条 略					第80条 略			
(1)~(4) 略					(1)~(4) 略				
22~102 略					22~102 略				
備考 略					備考 略				

(香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則(平成13年香川県公安委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対する香川県警察職員の職務執行についての苦情の申出等の手続に関し、警察法(昭和29年法律第162号) <u>第79条第1項及び第3項並びに</u> 苦情の申出の手続に関する規則(平成13年国家公安委員会規則第11号)に定めるも	(趣旨) 第1条 この規則は、香川県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に対する香川県警察職員の職務執行についての苦情の申出等の手続に関し、警察法(昭和29年法律第162号) <u>第79条及び</u> 苦情の申出の手続に関する規則(平成13年国家公安委員会規則第11号)に定めるもののほか、必要な事

ののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申出者に対する処理結果の通知)

第5条 警察法第79条第3項の規定による通知は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付又は手渡しにより行うものとする。

項を定めるものとする。

(申出者に対する処理結果の通知)

第5条 警察法第79条第2項の規定による通知は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送付又は手渡しにより行うものとする。

(香川県公安委員会行政文書管理規則の一部改正)

第3条 香川県公安委員会行政文書管理規則（平成13年香川県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前																																			
<p>(行政文書の種類)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 警察法第79条第3項及び香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則（平成13年香川県公安委員会規則第12号）第6条に規定する事務に関する行政文書</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>別表（第10条、第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>行政文書の種類</th> <th>保存期間</th> <th>保存期間満了時の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>苦情の申出</td> <td>警察法第79条第3項及び香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則第6条に規定する事務に関する行政文書</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>				業務	行政文書の種類	保存期間	保存期間満了時の措置	略				苦情の申出	警察法第79条第3項及び香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則第6条に規定する事務に関する行政文書	略		略				<p>(行政文書の種類)</p> <p>第3条 行政文書の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 警察法第79条第2項及び香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則（平成13年香川県公安委員会規則第12号）第6条に規定する事務に関する行政文書</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>別表（第10条、第11条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業務</th> <th>行政文書の種類</th> <th>保存期間</th> <th>保存期間満了時の措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> <tr> <td>苦情の申出</td> <td>警察法第79条第2項及び香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則第6条に規定する事務に関する行政文書</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">略</td> </tr> </tbody> </table>				業務	行政文書の種類	保存期間	保存期間満了時の措置	略				苦情の申出	警察法第79条第2項及び香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則第6条に規定する事務に関する行政文書	略		略			
業務	行政文書の種類	保存期間	保存期間満了時の措置																																				
略																																							
苦情の申出	警察法第79条第3項及び香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則第6条に規定する事務に関する行政文書	略																																					
略																																							
業務	行政文書の種類	保存期間	保存期間満了時の措置																																				
略																																							
苦情の申出	警察法第79条第2項及び香川県公安委員会に対する苦情の申出等の手続に関する規則第6条に規定する事務に関する行政文書	略																																					
略																																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。